

市の相談窓口

人権相談

17(火) 13時30分～16時(受付15時30分まで)
市役所4階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

19(木) 13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

4(水)・18(水) 13時30分～15時30分
※当日10時までに電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

10(火)・17(火) 10時～15時 市役所1階
【女性限定】
24(火) 13時～16時 市役所1階
※お困りの方に生理用品をお渡しします
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

子ども・ひとり親相談

平日9時～16時
子ども相談センター(市役所2階) ☎72・3195

住民よるず相談

火曜13時～16時(受付15時まで)
りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220
毎月第3木曜13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・木曜 11時～17時(受付16時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日9時～17時
南地域包括支援センター ☎73・2221
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
北地域包括支援センター ☎75・6100
厚田区 ☎78・1030
浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談 ※窓口相談のみ

平日8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター 麻生
☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日10時～19時
ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

相続・遺言、不動産(空き家問題など)、その他無料法務相談

25(水) 13時～15時 花川北コミセン
行政書士池田法務事務所 ☎72・3558
(電話予約をおすすめします)

協定の締結

11月10日に(株)ダイナム(東京都荒川区)と災害時などに店舗駐車場を避難場所として提供していただく「災害時等における施設利用の協力に関する協定書」(写真)を、12月1日に(株)トワニ(札幌市白石区)と災害時などに応急生活物資を供給していただく「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書」を締結しました。



問合せ 危機対策課
☎72・3190

令和5年 石狩消防出初式

防火や防災への決意を新たに、消防団員の行進や永年勤続に関する表彰式を行う、新年恒例の出初式を行います。3年ぶりに一般公開をしますので、ぜひご来場ください。

※公共交通機関をご利用ください。悪天候などで中止の場合あり
日時 7日(土)10時30分～11時30分
場所 花川北コミセン(花川北3・2)

問合せ 石狩消防署総務課
☎74・7112

令和4年度 石狩市表彰

固総務課 ☎72・3149

自治、産業経済、教育文化、スポーツ、社会福祉の各分野で尽力された方の功労をたたえ、表彰しました。(順不同)



自治功労章

かわかみのぼる 川上登さん
やまうち のぶあき 山内信昭さん

産業経済功労章

さくちのりお 菊地紀雄さん(故人)

教育文化功労章

石狩エンジェル・クレア少年少女合唱団

スポーツ功労章

やまだ はるみ 山田治己さん

社会福祉功労章

やなだ としひこ 築田敏彦さん
はま おようこ 濱尾洋子さん
はせ がわようこ 長谷川洋子さん
いな べけんじ 稲邊憲次さん
くまかみひさこ 熊上久子さん
いがらし こ 五十嵐ルミ子さん
あかやまとみこ 赤山富子さん 手話サークル“ミズバショウ”

オンラインゲームに親のカードで高額課金!

子どもが無断でオンラインゲームに課金し、高額な請求をされて初めて知ったという相談が多く寄せられています。保護者のクレジットカード情報を勝手に使用したり、携帯電話のキャリア決済を無断で利用してしまうケースも。冬休みなどにトラブルが多いのでご注意ください!

相談事例

①小学生の息子が**家族共用のタブレット端末**で、オンラインゲームの有料アイテムに150万円以上も課金していた。タブレット端末には、**父親のクレジットカード情報が登録されたまま**になっていた。



②携帯電話会社から、**キャリア決済***の支払いが限度額の10万円を超えたという通知が届き、小学生の娘が私のスマホでオンラインゲームをしていたことが分かった。**こっそり盗み見たパスワードを入力してゲームをダウンロードし、課金した**という。



*携帯電話会社のIDやパスワードによる認証で商品などを購入し、代金を携帯電話の利用料などと合算して支払う決済方法

注意するポイント

○ゲームの料金体系や決済方法を理解し、**子どもとゲームの利用ルールを決めておきましょう**

○スマホやタブレット端末などに、クレジットカード情報やキャリア決済のパスワードを登録したままにしておくと、子どもが自由に課金できてしまいます。**カード情報を削除するなど管理は適切に!**

○クレジットカードを利用すると通知が届く設定にし、**日頃から利用状況を確認しましょう**

○子どもが使う端末では、**ペアレンタルコントロール***などを利用し、**購入・支払いに制限をかける**と共に、過信せず、設定や利用状況を適宜確認しましょう

*ゲームのプレイ時間、購入・課金、ネットへの接続や他者との通信などに利用制限をかけられる機能。アプリごとに設定も可能



ゲームの利用ルールを決めておこう!



ペアレンタルコントロールを設定しよう!

一人で悩まず、ご相談を!

専門の資格を有する相談員が解決に向けた情報提供を行うほか、トラブル先の企業との間に入り、話をします。相談は無料で秘密厳守。

石狩市消費生活センター ☎75・2282

〒市役所1階 平日10時～16時

土・日・祝日の相談は

消費者ホットライン **188** 局番なし

いやや!